

資 料 提 供  
令和3年6月11日  
観 光 企 画 課  
内 3988 外 225-1125  
担当 : 木村、水戸

## 「いしかわ新型コロナ対策認証制度」申請受付について

「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の申請受付を以下のとおり行います。

なお、認証基準は別添のとおりであり、制度概要については石川県ホームページ（下記）でご覧いただけます。

### 記

#### 1. 受付期間（第1次申請）

令和3年6月14日（月）9：30～7月9日（金）17：30

#### 2. 受付方法

（1）WEB申請（特設ウェブサイトにおいて6月14日9：30から受付開始）

石川県ホームページから特設ウェブサイトへアクセス

URL <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankou/ninshou.html>

（2）郵送（簡易書留など郵便物の追跡ができる方法を推奨）

【宛先】〒920-0901 石川県金沢市彦三町2-1-45

むさしビル 5階 503号室

いしかわ新型コロナ対策認証制度 申請受付係 宛

※感染拡大防止のため、持参による申請はできません。

#### 3. 申請に必要な書類等の入手方法

6月14日（月）9：30以降、石川県ホームページにてダウンロード

※県ホームページ「いしかわ新型コロナ対策認証制度について」

URL <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankou/ninshou.html>

#### 4. 問い合わせ先（6月14日9：30以降）

いしかわ新型コロナ対策認証制度事務局

（電話番号） 076-262-6170

（受付時間） 9：30～17：30（第1次申請期間については土、日も受付）

#### 参考「いしかわ新型コロナ対策認証制度」

県内の新型コロナウィルス感染防止対策に取り組む飲食店・宿泊施設を対象に、各店舗における感染防止対策の状況を実際に確認したうえで県が認証し、公表。

飲食店や宿泊施設が実施している感染防止対策の実効性の担保と信頼性の向上を図り、県民や観光客の皆様がより安全に安心して利用できる環境づくりを推進する。

以上

## 感染症予防対策に係る基準（飲食業）

1. 来店者の感染症予防	
<b>（1）入店・注文・支払い</b>	
1	店内入口に消毒設備を設置し、入場時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施する。
2	順番待ち等により列が発生する場合は、最低1m（マスク着用のない場合は2m）の来店者同士の対人距離を確保するための誘導・表示などを行う。
3	レジ等での対面接客時に、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなどで遮蔽するほか、コイントレイを介した受け渡し、またはキャッシュレス決済を導入する。なお、現金等の受け渡し後には手指消毒を行う。
4	発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある者は入場しないよう表示する。
5	飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消毒を要請する。
6	咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
7	エレベーターがある場合は、エレベーターの重量センサーの調整などによる乗員制限を行う。 (定員数： 人、乗員上限： 人)
8	送迎車がある場合は、乗車人数を制限する。(定員数： 人、乗員上限： 人)
9	送迎車がある場合は、送迎車の運転席と後部座席をアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
<b>（2）食事・店内利用</b>	
10	滞在時間の制限（2時間程度）や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにする。
11	大皿は避け、料理を個々に提供する。もしくは従業員が取り分ける。
12	卓上の共用調味料、ポット等の設置を避けるか、これらを客入れ替え時に消毒する。
13	お酌や回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しは避けるよう注意喚起を行う。
14	店内BGMの音量を低減させ、大声での会話を避けるよう注意喚起を行う。
15	飲食時でも会話の際はマスクを着用するほか、マスクを外している飲食中も、咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
16	個室を使用する場合は、常時換気（換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行う。
17	カラオケを使用する場合、利用者及び従業員は、マスクを着用して歌唱や会話を行う。
18	トイレの入り口付近（店舗側）に消毒液を設置する。
19	トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
20	トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施するよう表示する。
21	喫煙スペースがある場合は、一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう要請する。(喫煙スペースの広さ： m <sup>2</sup> 、利用上限人数： 人)
<b>【テーブル間の配置】 ※22のどちらかを満たすこと</b>	
22	同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離が最低1m以上確保できるよう配置する。(テーブル間：最低 m)
<b>【同一テーブルでの席の配置】 ※23のどちらかを満たすこと</b>	
※少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面での着座を希望する場合は除く。	
23	真正面での着座配置をしない。座席の間隔を最低1m以上確保できるよう配置する。 (座席間隔：最低 m)
正面および隣席間においては、テーブル上にパーティション等（目を覆う程度の高さ以上のものを目安）を設置して遮蔽する。	

	【カウンターテーブルの席の配置】 ※24のどちらかを満たすこと ※少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面での着座を希望する場合は除く。
24	カウンターテーブルの席間は最低1m以上確保できるよう配置する。 隣席間においては、テーブル上にパーティション等（目を覆う程度の高さ以上のものを目安）を設置して遮蔽する。
	【ビュッフェスタイルがある場合】 ※25のどちらかを満たすこと
25	利用者が一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用するとともに、飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護し、取り分け時はマスク、使い捨て手袋等の着用及び取り分け用のトングや箸を共有としないことを徹底する。 料理を小皿に盛って提供するか、スタッフが料理を取り分ける。

## 2. 従業員の感染症予防

26	常にマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。大声での会話を避ける。 業務開始前に検温・体調確認を行う。
27	発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させる。
28	感染した、もしくは感染疑いのある従業員、濃厚接触者として判断された従業員の就業は禁止する。
29	定期的に、かつ、就業開始時や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施する。
30	手袋は、汚れた場合には付け換え、外した後には手指消毒や手洗いを実施する。
31	利用者からの注文の受付や料理提供にあたっては、利用者の正面に立たないように注意し、対人距離を確保す
32	休憩スペースでは、マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。
33	休憩スペースでは常時換気（換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行い、共用する物品は定期的に消毒する。
34	従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯する。 （ユニフォーム洗濯頻度：                      ごとに洗濯）

## 3. 施設・設備の衛生管理の徹底

35	共通のタオルを禁止し、ペーパータオルを設置するか、または個人のタオル等の使用を促す。
36	他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、市販の界面活性剤含有の洗浄剤を用いて利用者の入替時など定期的に清拭消毒する。 <飲食業で他人と共用し接触が多い部位> テーブル、椅子、メニューブック、調味料、ドリンクバー、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、卓上ベル、レジ、蛇口、手すり、便座、洗浄レバー、コイントレイ、券売機、エレベーターのボタン、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなど
37	ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手を洗う。
38	食品残さ、鼻水や唾液などが付着した可能性のあるゴミ、おしぼり等は、ビニール袋に密閉して処理する。
	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（建築物衛生法）の対象施設の場合
39	建築物衛生法の対象施設については、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たされているか確認し、満たされていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
	建築物衛生法の対象外施設の場合 ※40のどちらかを満たすこと
40	換気設備により必要換気量（一人あたり毎時30 m <sup>3</sup> ）を確保すること。必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行 窓の開放による換気の場合は、1時間当たりの換気回数を2回以上確保するため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行う。また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。

【アピール項目】 ※認証の必須要件ではありませんが、事業者の自主的な取組としてアピールできる事項です。

A1	換気を徹底するにあたり、CO2 センサーの使用等により、換気状況の把握に努めている。
A2	施設内の人が集まりやすい共用エリアについて、換気の詳細（換気回数や空気の流れなど）をわかりやすく図示している。
A3	施設内の人が集まりやすい共用エリアについて、エリア内での一人当たりの必要換気量を確保するため、エリアごとの換気量及び必要換気量上の人数制限を算出し、一覧表等で管理できている。 【必要換気量確保のために人数制限する場合】 換気量： $\text{m}^3/\text{時} \div 30 \text{ m}^3/\text{人}\cdot\text{時} = \text{人}$ （必要換気量上の人数制限）
A4	湿度40%～60%を目安として、適度に加湿する。
A5	接触感染、飛沫感染のリスクを低減するため、利用者の動線が重ならないための案内や自動扉、自動水栓を設置するなどの工夫・整備を行う。（具体的な取組の内容： ）

#### 4. チェックリストの作成・公表

41	各施設・事業者は、施設内のリスク評価をしたうえで、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成するとともに、当該チェックリストによる毎日の確認について公表する。
----	--

#### 5. 感染者発生に備えた対処方針

42	施設の従業員の感染が判明した場合保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。
43	従業員に対し、感染疑いがある場合は検査結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底するための研修機会を提供する。
44	保健所が行う積極的疫学調査の結果、感染者が当該施設を利用していたことが判明した場合、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。
45	感染リスクの早期把握のため、国が提供する濃厚接触通知アプリの利用をルール化ないし奨励する。または他の方法（利用した代表者の氏名、連絡先等のリストを最低1か月間管理する等）により、感染リスクの早期把握の仕組みを導入する。（具体的な内容： ）

## 感染症予防対策に係る基準（ホテル・宿泊業）

1. 来館者の感染症予防	
<b>(1) 入館・受付</b>	
1	館内入口に消毒設備を設置し、入場時に必ず、従業員が来館者に呼びかけ、手指消毒を実施する。
2	フロント、ロビーでは、最低1m（マスク着用のない場合は2m）の来館者同士の対人距離を確保する。
3	フロントデスクは、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなどで遮蔽するほか、コイントレイを介した受け渡し、またはキャッシュレス決済を導入する。なお、現金等の受け渡し後には手指消毒を行う。
4	フロントデスク、筆記具等は接触ごとに清拭消毒を行う。
5	団体の受入時には、チェックイン・チェックアウト時に代表者がまとめて手続きを行い、ツアー参加者は1つの場所に固まらず、分散して待機を行うように誘導する。
6	発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば申し出るように呼びかけるとともに、原則として、入口で来館者への体調確認を行う。それらの症状が認められた場合、来館者から新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへ連絡するよう要請する。その後の対応は、新型コロナウイルス感染症受診・相談センターの指示に従う。
7	飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消毒を要請する。
8	咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
9	エレベーターがある場合は、エレベーターの重量センサーの調整などによる乗員制限を行う。 (定員数： 人、乗員上限： 人)
10	送迎車がある場合は、乗車人数を制限する。(定員数： 人、乗員上限： 人)
11	送迎車がある場合は、送迎車の運転席と後部座席をアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
<b>(2) 館内利用</b>	
<b>① 客室</b>	
12	使い捨てコップ、スリッパ等の導入または消毒を徹底する。
<b>② 食堂・宴会</b>	
13	発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば食堂等に入場しないよう要請する。
14	滞在時間の制限（2時間程度）や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにする。
15	大皿は避け、料理を個々に提供する。もしくは従業員が取り分ける。
16	卓上の共用調味料、ポット等の設置を避けるか、これらを客入れ替え時に消毒する。
17	お酌や回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しは避けるよう注意喚起を行う。
18	店内BGMの音量を低減させ、大声での会話を避けるよう注意喚起を行う。
19	飲食時でも会話の際はマスクを着用するほか、マスクを外している飲食中も、咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
20	個室を使用する場合は、常時換気（換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行う。
21	個室使用又は部屋食の場合は、従業員の客室への入室回数をできるだけ少なくする。
22	カラオケを使用する場合、利用者及び従業員は、マスクを着用して歌唱や会話を行う。

	<p><b>【テーブル間の配置】 ※23のどちらかを満たすこと</b></p> <p>23 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離が最低1 m以上確保できるよう配置する。(テーブル間：最低 m)</p> <p>同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間を、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。</p>
	<p><b>【同一テーブルでの席の配置】 ※24のどちらかを満たすこと</b></p> <p>※少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面での着座を希望する場合は除く。</p> <p>24 真正面での着座配置をしない。座席の間隔を最低1 m以上確保できるよう配置する。(座席間隔：最低 m)</p> <p>正面および隣席間においては、テーブル上にパーティション等(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)を設置して遮蔽する。</p>
	<p><b>【カウンターテーブルの席の配置】 ※25のどちらかを満たすこと</b></p> <p>※少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面での着座を希望する場合は除く。</p> <p>25 カウンターテーブルの席間は最低1 m以上確保できるよう配置する。</p> <p>隣席間においては、テーブル上にパーティション等(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)を設置して遮蔽する。</p>
	<p><b>【ビュッフェスタイルがある場合】 ※26のどちらかを満たすこと</b></p> <p>26 利用者が一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用するとともに、飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護し、取り分け時はマスク、使い捨て手袋等の着用及び取り分け用のトングや箸を共有としないことを徹底する。</p> <p>料理を小皿に盛って提供するか、スタッフが料理を取り分ける。</p>
<b>③ 大浴場</b>	
27	<p>入場人数の制限を行う。</p> <p>(浴場 定員数： 人、利用可能人数： 人)</p> <p>(サウナ室 定員数： 人、利用可能人数： 人)</p>
28	大浴場では、常時換気(換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり)を行う。
29	浴場内では、最低1mの対人距離の確保、会話を控えることを要請する。
30	サウナ室がある場合、共用のタオル、マットなどの使用を中止する。
31	<p>休憩スペースがある場合、一度に休憩する人数を減らし、対面での会話を避けるよう要請する。</p> <p>(休憩可能人数： 人、休憩人数上限： 人)</p>
32	足拭きマットは定期的に交換する。
33	ロッカー、マッサージ機、体重計等の共有備品は定期的に清拭消毒する。
34	タオルは部屋からの持ち出しとするなど利用者ごとに用意し、他者の手が触れないようにする。
35	スリッパを共用することのないよう、ビニール袋等に入れる等、各自での保管を要請する。
36	化粧品、ブラシ等は持参を要請するか、清拭消毒したものを利用者ごとに用意する。
<b>④ その他</b>	
37	共用トイレの入り口付近(通路側)に消毒液を設置する。
38	トイレの蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
39	トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施するよう表示する。
40	<p>喫煙スペースがある場合は、一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう要請する。</p> <p>(喫煙スペースの広さ： m<sup>2</sup>、利用上限人数： 人)</p>

2. 従業員の感染症予防	
41	常にマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。大声での会話を避ける。
	業務開始前に検温・体調確認を行う。
42	発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させる。
43	感染した、もしくは感染疑いのある従業員、濃厚接触者として判断された従業員の就業は禁止する。
44	定期的に、かつ、就業開始時や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施する。
45	手袋は、汚れた場合には付け換え、外した後には手指消毒や手洗いを実施する。
46	利用者への応接にあたっては、利用者の正面に立たないように注意し、対人距離を確保する。
47	休憩スペースでは、マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。
48	休憩スペースでは常時換気（換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行い、共用する物品は定期的に消毒する。
49	従業員寮があり且つ寮内に共用スペースがある場合は、上記休憩スペースに係る基準（47及び48）と同じ対策を講じる。
50	従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯する。 （ユニフォーム洗濯頻度：    ごとに洗濯）

3. 施設・設備の衛生管理の徹底	
51	共通のタオルを禁止し、ペーパータオルを設置するか、または個人のタオル等の使用を促す。
52	他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、市販の界面活性剤含有の洗浄剤を用いて利用者の入替時など定期的に清拭消毒する。 <宿泊施設で他人と共用し接触が多い部位> テーブル、椅子、ドアノブ、ルームキー、電気のスイッチ、電話、自動販売機のボタン、テレビ、リモコン、タッチパネル、ロッカー、ロッカーキー、蛇口、手すり、ドリンクバーのボタン、エレベーターのボタン、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなど
53	ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手を洗う。
54	食品残さ、鼻水や唾液などが付着した可能性のあるゴミ、リネン類、おしぼり等は、ビニール袋に密閉して処理する。
55	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（建築物衛生法）の対象施設の場合 建築物衛生法の対象施設については、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たされているか確認し、満たされていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
56	建築物衛生法の対象外施設の場合 ※55のどちらかを満たすこと 換気設備により必要換気量（一人あたり毎時30 m <sup>3</sup> ）を確保すること。必要換気量が足りない場合は、入館者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。 窓の開放による換気を行うため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行う。また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。

【アピール項目】 ※認証の必須要件ではありませんが、事業者の自主的な取組としてアピールできる事項です。

A1	換気を徹底するにあたり、CO2 センサーの使用等により、換気状況の把握に努めている。
A2	施設内の人が集まりやすい共用エリアについて、換気の詳細（換気回数や空気の流れなど）をわかりやすく図示している。
A3	施設内の人が集まりやすい共用エリアについて、エリア内での一人当たりの必要換気量を確保するため、エリアごとの換気量及び必要換気量上の人数制限を算出し、一覧表等で管理できている。 【必要換気量確保のために人数制限する場合】 換気量： $\frac{\text{m}^3}{\text{時}} \div 30 \frac{\text{m}^3}{\text{人} \cdot \text{時}} = \text{人}$ （必要換気量上の人数制限）
A4	湿度40%～60%を目安として、適度に加湿する。
A5	接触感染、飛沫感染のリスクを低減するため、利用者の動線が重ならないための案内や自動扉、自動水栓を設置するなどの工夫・整備を行う。 (具体的な取組の内容： )

#### 4. チェックリストの作成・公表

57	各施設・事業者は、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成するとともに、当該チェックリストによる毎日の確認について公表する。
----	--

#### 5. 感染者発生時および感染者発生に備えた対処方針

58	宿泊中に、発熱、倦怠感など、体調不良が発生した場合、客室からフロントに連絡するとともに、客室内で待機するよう要請する（同行者も同様）。
59	感染疑いのある宿泊客への食事提供は、使い捨て容器などにより、回収する必要がない形式として、客室に届けることとし、その際、従業員はマスクを着用の上、宿泊客との接触を避ける。
60	宿泊者から新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへ連絡するよう要請するとともに、従業員からも新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへ連絡し、その後は新型コロナウイルス感染症受診・相談センターの指示に従う。
61	施設の従業員の感染が判明した場合保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。
62	従業員に対し、感染疑いがある場合は検査結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底するための研修機会を提供する。
63	保健所が行う積極的疫学調査の結果、感染者が当該施設を利用していたことが判明した場合、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。
64	感染リスクの早期把握のため、国が提供する濃厚接触通知アプリの利用をルール化ないし奨励する。または他の方法（利用した代表者の氏名、連絡先等のリストを最低1か月間管理する等）により、感染リスクの早期把握の仕組みを導入する。 (具体的な内容： )